

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

5

No.263 | May. 2023

会計小断

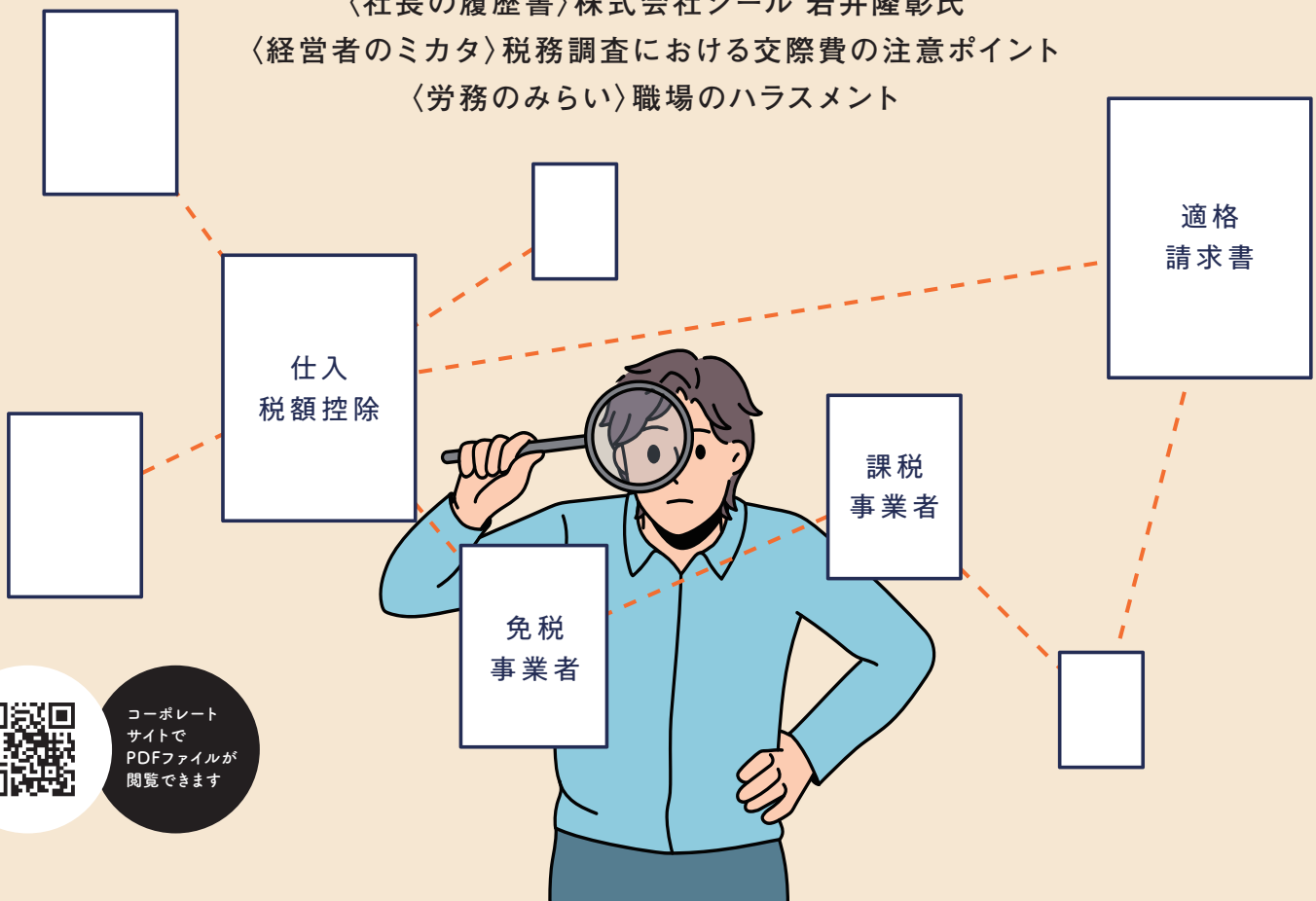
—
連結決算
とは

もうすぐ
始まります！

特集

準備できていますか？ インボイス

〈社長の履歴書〉株式会社ジール 岩井隆彰氏
〈経営者のミカタ〉税務調査における交際費の注意ポイント
〈労務のみらい〉職場のハラスメント



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

もうすぐ始まります！

準備できていますか？

インボイス

2023年10月1日には、いよいよ適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

制度開始後、インボイスを正しく発行または保存を行っていない場合は仕入税額控除*を受けられないなど、消費税の納税額だけでなく、売上利益ベースにおいてもデメリットが生じてしまいます。

スムーズに新制度への移行を行えるよう、まずは対応のポイントを押さえておきましょう。

※納税額を計算する際に、売上の消費税額から仕入れの消費税額を差し引くこと

対応には、法律・実務・システムすべての観点が必要です。蓄積したノウハウをご提供いたします！



社・本郷 税理士法人 DX事業推進室／
社・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 税理士
菊池典明

要件を押さえた対応をスピード感をもって実現します。お時間がない方こそぜひご相談ください！



社・本郷 税理士法人
法人ソリューショングループ 税理士
門脇隆

自社ではなかなか進めづらいインボイス対応にしっかり伴走します。何でもご相談ください！



社・本郷 ITコンサルティング株式会社
税理士
西野雅丈

自社に合うシステムを選ぶことで、インボイス対応は劇的に楽になります。ぜひお任せください！

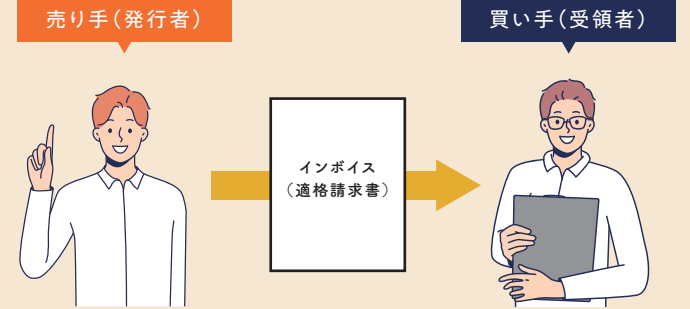


社・本郷 ITコンサルティング株式会社
川中明華



インボイス制度とは

インボイス制度とは、消費税の納税額を正しく計算するための制度です。インボイス制度が始まると、事前に登録をした事業者（適格請求書発行事業者）のみが発行できる「インボイス（適格請求書）」を受領・保存していなければ、仕入税額控除*を受けられません。



ポイント

- ・2023年10月からは仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要。
- ・国税庁に登録した「適格請求書発行事業者」だけがインボイスを発行できる。
- ・「課税事業者」だけが「適格請求書発行事業者」になれる。

インボイス制度に対応しないと…

発行者の立場においては、インボイスを発行できなければ、取引先において仕入税額控除*の適用を受けられなくなり、消費税の納税額が増加し、取引が敬遠されてしまう

可能性もあります。一方、受領者の立場においては、インボイスを受領・保存できなければ、自身が仕入税額控除の適用を受けられず、消費税の納税額が増加します。

〈仕入れのうち10%についてインボイスを保存できなかった場合〉

	売上1億円の場合の消費税	仕入れ5,000万円の場合の消費税	納付税額
現行制度	1,000万円	500万円	500万円
インボイス制度	1,000万円	450万円	550万円

500万円×10%の仕入れ控除が受けられず 納付税額が50万円増

ポイント

インボイス制度に対応しなければ、消費税の納税額に影響を及ぼします！

発行者/受領者別 インボイス制度対応のポイント



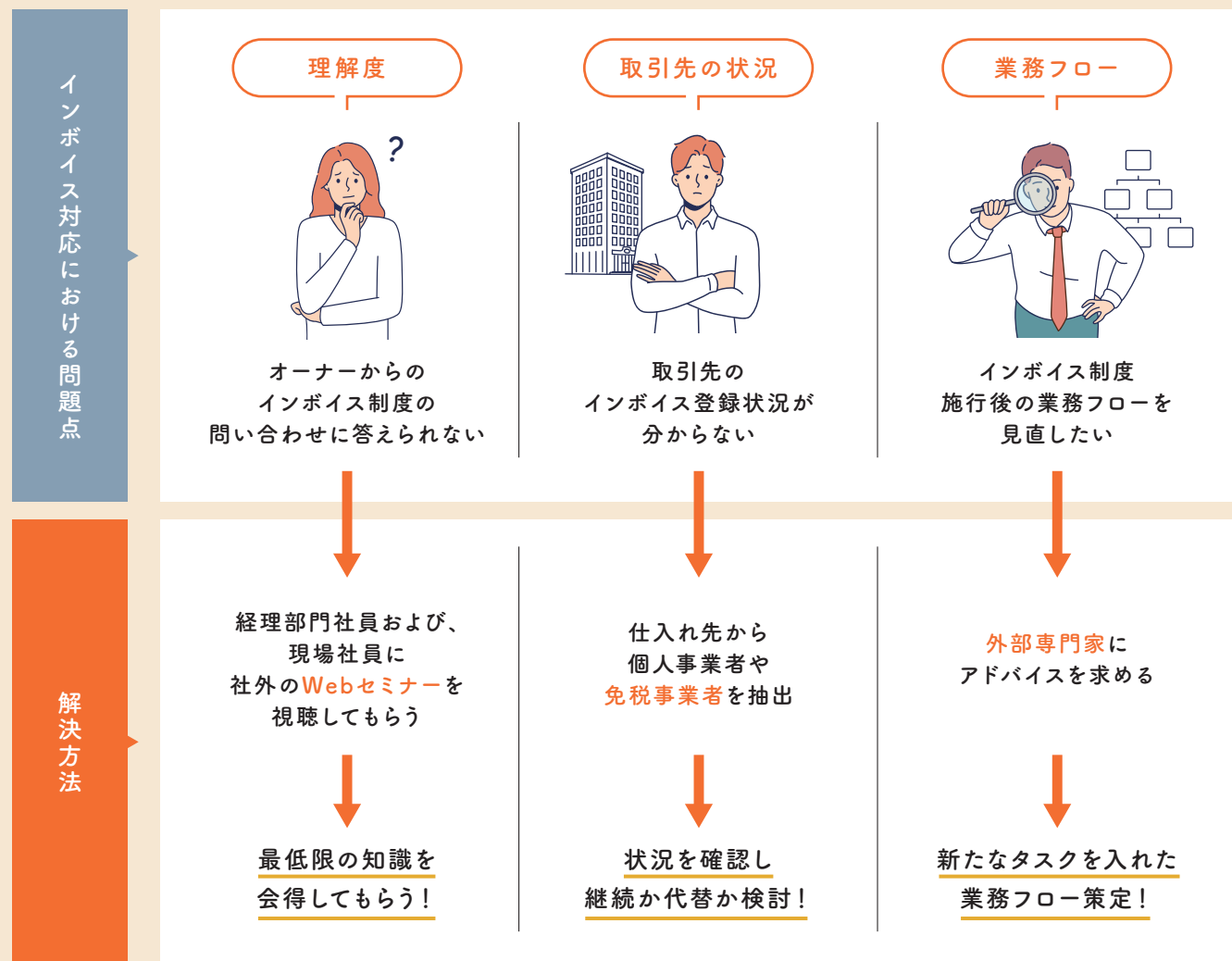
準備できていますか？インボイス

インボイス制度スタート

具体的なインボイス対応事例

インボイス対応をしたある会社の具体的な問題点とその解決方法をご紹介します。自社の状況と比較して、インボイス対応の参考にしてください。

ビルメンテナンス事業を行っているA株式会社の場合



インボイス導入のつまずきポイント

- 1 インボイスの登録が不明な取引先の登録状況の確認に時間がかかる!
- 2 免税事業者からの仕入について継続か代替かの検討に時間がかかる!
- 3 システム導入にあたっては業務フローの棚卸をする必要がある!
- 4 既存の会計ソフト、販売管理ソフトの改修に時間とコストがかかる!

できるだけ早く着手することをおすすめします!



登録無料 /

インボイスのことなら辻・本郷グループへ

国内最大規模の税理士法人グループ、辻・本郷 ITコンサルティングがご提供するインボイス制度を現場に導入するための情報サイトが「インボイス駆け込み寺」

です。「なかなかインボイス対応が進まない」そんな事業者へ向け、診断や解説動画、使えるテンプレート等を無料で公開しています。

経験豊富な
税理士が
監修

会計業務をアップデート インボイス駆け込み寺

PRODUCED BY  辻・本郷 ITコンサルティング

3ステップ+aで現場への導入完了!



登録無料!
お問い合わせはこちら

<https://dx-backoffice.jp/>

インボイス駆け込み寺 検索



Webセミナー
開催

「インボイス制度開始に向けたロードマップと対応のポイント」

- 開催日(期間): 2023年6月6日(火) 11時30分~6月12日(月) 17時00分
- 申込受付時間: 2023年6月5日(月) 17時00分まで
- 参加料: 無料
- お問い合わせ: <メール> consuldiv@ht-tax.or.jp (辻・本郷セミナー)



インボイスのことなら、わたしたちにご相談ください!

辻・本郷なら税務とバックオフィスシステム対応の両面からお客さまをサポート。それぞれに強みを持ったメンバーが構成する専門チームが全力で支援いたします。

☎ 03-5323-3797

✉ dx-backoffice@ht-tax.or.jp



社長の履歴書

38

President's
Resume

スピードが

感動を届けます。



辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、

株式会社ジールのCEO岩井隆彰さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社ジール
CEO

岩井隆彰氏



世界で活躍する メディカルトレーナー

「痛みを取る」ことをコンセプトに、メディカルトレーナーとして活躍している岩井隆彰さん。体調管理や食事のケアなど、独自の理論によるトータルサポートを実践。19歳のときに長野オリンピック出場選手のメディカルトレーナーとして帯同したことをきっかけに活動を開始。「一人でも多くの人を救いたい」という思いのもと活動の枠を広げ、今では世界で活躍するトップアスリートやハリウッドの俳優からも熱烈な支持を受けています。

いくつかの施術スペースにカメラを設置し、モニターを見てインカムで指示を出しながら施術を行い、1日に300人近くを治療していた時期もあるという岩井さ

ん。治療を希望する方は増える一方で、現在では、いくつかの治療院を組織化し、患者を分散することでニーズに応えています。

経営も体のケアも スピードが大切

現在、自身のマネジメントや人材教育を主な事業とする株式会社ジールの他、治療院を運営する会社や医療機器を開発・販売する会社など、メディカルトレーナーとしての活躍だけでなく、経営者としての手腕を幅広く発揮しています。

岩井さんが経営者として大切にしているのはスピードです。「治療も一緒なんです。いち早く取り組んで、素早く対処する。長引かせてはいけません」と岩井さん。そして、スピードは人に感動を与えるといいます。「お客さまが出

版された本をその日のうちに徹夜で読んで、24時間以内に感想文を届けたりもします。また、若くお金がない時代には食事のお礼状は必ずその日のうちに速達で郵送していました。経営上の判断だけでなく、感謝やお礼など人に思いを伝えるときにはスピードがものを言うのです」

1人でも多くの人を 救うための新たな展開

現在、岩井さんは美容院とのコラボレーションによる新たな事業を始めています。「美容院の店舗数はここ数十年ずっと右肩上がりです。その美容院に個室を設け、新たなヘッドスパなどのサービスを提供することを考えています。美容院の差別化につながるだけでなく、『1人でも多くの人を救いたい』という私の思いとも合致します」と、岩井さんは多くの人との接点が生まれる可能性を秘めた、新しいビジネス展開に思いを巡らせています。

柔軟にして敏感なアンテナとスピード感あふれる行動力で、人の心を揺さぶるアクションを行う岩井さん。世の中の人の「痛みを取る」ための活動に余念がありません。

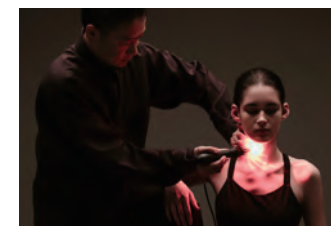
BIOGRAPHY

- ・1978年
神奈川県出身
- ・1998年
19歳でオリンピック初帯同
- ・2004年
城山整骨院 開業
- ・2008年
株式会社ジール 設立
- ・2010年～2020年
東京女子医科大学 研究生として在籍

株式会社ジール

世界で活躍するトップアスリートやアーティストのメディカルトレーナーとして活動する岩井隆彰さんの独自の理論体系のもと、次世代のメディカルトレーナー育成や教材制作を行っている。

- 🌐 <https://iwai-takaaki.com/>
- 📍 神奈川県小田原市城山1-6-33 2F
- ☎ 0465-34-5222





渋谷事務所
徳光 帥也

1 交際費とは

取引先との関係性を円滑にするため食事や手土産の購入といった支出をすることが多々あるかと思えます。このような支出は交際費として税務上損金算入されますが、税務調査時に指摘を受けやすい部分でもあります。

2 交際費の制度について

交際費は無制限に損金算入できるわけではなく以下の表の通り限度額が定められています。限度額を超える部分については損金不算入となり課税の対象となります。

	損金算入限度額
期末資本金 1億円以下の法人※1	接待飲食費の50% 又は年間800万円
上記以外の法人	接待飲食費の50%

※1:資本関係によって期末資本金が1億円以下であっても「上記以外の法人」の取り扱いとなる場合があります。
 ※2:期末資本金が100億円を超える場合は全額損金不算入となります。
 ※3:接待飲食費のうち、参加者1名あたりの支出金額が5,000円以下の場合、交際費から除かれます。

3 税務調査時のポイント

① 個人的な支出が計上されていないか

交際費は飲食等の支出が多くなるため、交際費＝飲食代と認識している方もいるかもしれませんが、飲食代であれば交際費に計上できるとは限りません。

例えば、普段から個人的に利用する飲食店における支出で、取引先関係者が同席していない場合には、税務調査の際に個人的な支出であると指摘を受け、損金不算入とされる可能性が高いといえます。

② 他の勘定科目に交際費が計上されていないか

会議費、福利厚生費、寄附金などといった周辺科目は、税務調査の際に交際費に該当するものはないか(接待や贈答に該当しないか等)確認されるケースが多いため、特に注意が必要となります。

4 調査への対策

上記ポイントに対する対策として以下が挙げられます。

- ① 社内のチェック体制の整備
- ② 飲食費の場合は、人数・取引先名・出席者名を帳簿に記載



会計を楽しく
分かりやすく

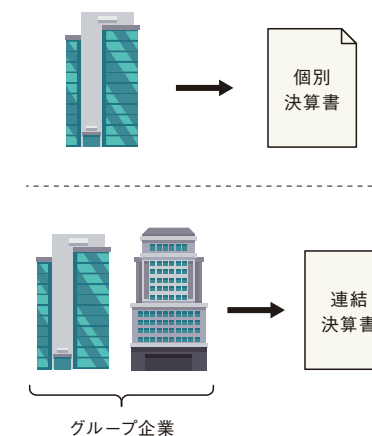


新宿ミライタワー事務所
法人ソリューショングループ
法人・国際税務担当
春山 拓也

会計小断は5月号で最後となります。近年ではグループ子会社なども多く設立される中で、グループ全体の経営状況が見えにくくなっていることも多いかと思えます。最後の会計小断は、最近ご要望や関心の高い連結決算書についてお話しさせていただきます。

1. 連結決算とは

連結決算はグループの決算書を1つの決算書にまとめたものとなります。例えば、5社のグループ(親会社と4社の子会社)があるとした時。個別決算としては5つの決算書がありますが、それを1つの決算書にまとめたものとなります。当然、業績のよい会社がある一方で、悪い会社がある場合や、グループ間の取引がある場合は相殺されることとなります。そのため、グループとしての経営状況が分かりやすくなります。



2. 作成方法とメリット・デメリット

簡単に申し上げますと以下の手順で作成をします。

- STEP1:各社の決算書を合算する
- STEP2:親会社の投資(子会社株式)と子会社の資本(純資産)を相殺する
- STEP3:グループ間の取引(債権・債務、売上・仕入、内部利益)を相殺する

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・グループとしての経営状況を把握できる ・外部向けにグループの状況を説明しやすい ・子会社の決算をチェックする機会ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成に専門知識が必要 ・作成に手間と時間がかかる場合がある ・決算期が会社により違う場合、作成が難しい

いかがでしたでしょうか。今回は連結決算の入門の入門となります。融資の際にも、金融機関からは連結決算書を求められることも多くなっているようです。グループ間での取引も多くなるなかで、連結決算はそれらの取引を相殺した、グループとしての真の経営状況を表すものとなります。ぜひ、この機会にグループの真の姿を考えてみてはいかがでしょうか。

今日のひとこと

「連結決算」とかけて「日銀」と解く、その心は？
どちらも「相殺(総裁)が肝」です。お後がよろしいようで。



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 坂本 さやか]



職場のハラスメント

ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快にさせたり、尊厳を傷つけることを意味しますが、職場でのハラスメントは、その行為が指導、業務の範囲を超えて就業環境を害したかが判断基準となります。2022年4月、中小企業においてもハラスメント防止対策が義務づけられました。ハラスメントを未然に防ぐには、どのような行為がハラスメントにあたるのか理解を深めることが必要です。

職場で起きやすいハラスメントはやはりパワハラ(パワーハラスメント)やセクハラ(セクシャルハラスメント)です。パワハラは①優越的な関係を背景とした言動であって②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもので、①から③すべての要素を満たすものがパワハラに該当し、セクハラは意に反する性的な言動に対し労働者が拒否や抗議を行ったことで不利益を受けたり、その性的な言動によって職場環境が害されるハラスメントのことをいいます。

まだ認知度は低いのですが、思いがけず加害者になる可能性があるのが、SOGIハラ(SOGIハラスメント)で、性的指向や性自認に関して相手を侮辱するハラスメントをいいます。最近の事案では、戸籍上の性は男性だが、性同一性障害の診断を受けて女性として生活している社員に職場の上司が性別に関する発言を繰り返し行ったことからうつ病を発症し、休職に追い込まれたケースに対し、労基署は労災認定をしました。また、SOGIハラでは、当事者への気遣いから許可なく他の社員に事情を話すのも「アウトティング」という行為にあたり、ハラスメントになってしまいます。

最近の働き方を反映したハラスメントに、育休制度を利用した男性に対するパタハラ(パタニティハラスメント)やリモートワークの中で起きるリモハラ(リモートハラスメント)等があります。

ハラスメントは世代間ギャップにより起こる場合もあります。性別、世代等互いの価値観を理解し、風通しのよい職場環境を作ることが求められています。



あれこれ
相続の
気になる
ちよつと

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

夫婦の預金が混ざっている場合の分け方は？

1 ご主人の預金 < 奥様の預金

相続税の申告で夫婦の預金が混ざっている場合にどのように分けたいのか、よく迷うところです。例えば、ご主人名義の預金が4千万円、奥様名義の預金が8千万円あった場合です。相続時点のご夫婦の金融資産の合計がいくらあるかから始まり、二人の生涯年収(または所得)、資産運用の二人の貢献度合い、そして生活費の負担は、またそれ以外の負担はどうか等の確認と検討が必要です。

2 各自が説明できる金融資産はいくら？

まず、各自がきちんと説明できる金融資産(自分で働いたもの、実家の相続でもらったもの、自分で運用して稼いだもの、生前に贈与でもらったもの、自分の年金等)の区分けをします。次にその区分けが明確にできないものを集めます。

上記の例の場合、合計1億2千万円の中から、ご主人4千万円、奥様は4千万円と区分けできたとしたら、残りの4千万円をどう区分けするかが大事なポイントです。二人の生涯年収比で分けたらご主人3千万円と奥様は1千万円となりました。その結果ご主人の相続財産としての預金は7千万円で奥様は5千万円になりました。

3 生涯年収を超える財産への課税が取り消された事例

被相続人名義の預金が5千万円、配偶者等の家族名義預金等が1億5千万円あり、2億円の金融資産が被相続人のものということで申告をした事例がありました。

1年後に調査が行われて、夫婦の現預金の合計は約3億円あることが分かりました。配偶者も昔働いていたことがあり、株式等の運用もしていましたが、税務署はその主張を認めず、現預金の合計約3億円から二人の生涯賃金等の割合を計算して、被相続人95.31%、配偶者4.69%(年金収入のみ)で按分して計算した差額の約9千万円が被相続人のものとして相続税を増やす処分をしました。

相続人は納得がいけないので審査請求をしました。

審判所は下記の理由で相続税を増やす処分を取り消しました。

- 3億円の金融資産は40年弱の地方公務員の生涯年収よりも多額となってしまう。
- 預貯金等は配偶者によって管理・運用されていたものであり、当初申告の現預金に加えてさらに約9千万円が相続財産とは言えない。
- 配偶者が昔働いていたこともあり税務署のいう二人の収入比率は正確性を欠くものと言わざるを得ない。



社・本郷 税理士法人

オフィシャルレポート

Vol. 39 長岡事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第39回目となる今回は、長岡事務所からのレポートです。



長岡事務所は長岡駅から徒歩8分の場所にあり、20代から60代の年齢層の広い6名が所属しております。少数精鋭で効率的に仕事を行い、報告・連絡・相談が徹底された、コミュニケーションの取りやすい事務所です。

昭和50年の開業以来、大谷内信一税理士事務所として地域に密着し、法人・個人事業主の顧問業務のほか、税金・経営に関する業務を通して新潟県内のさまざまな業種の企業を支え続けてまいりましたが、更なる躍進を目指し、令和4年7月に社・本郷 税理士法人と経営統合で生まれ変わり、地域に根付いた事務所の信用にプラスして税理士法人という

看板を掲げることでお客さまに与える安心感も増えました。

また「税務処理及び会計処理並びに行政書士業務」を適用範囲とする国内初のISO9001認証取得事務所である長岡事務所は、お客さまに満足いただける品質の高いサービスを提供するとともに、安心いただける処理を進めています。我々は、職業会計人として確固とした職業倫理と使命感を堅持して、自利利他の実践により、お客さま及び職員その他の利害関係者の成長発展と豊かな生活を実現し、地域社会に貢献していくという理念で今後も邁進していきます。

長岡事務所 マネージャー
倉田 省太

令和4年7月に大谷内信一税理士事務所から経営統合により社・本郷 税理士法人の一員となりました。業務のほとんどをクライアントでこなす業務スタイルで、経営者の右腕として本音で話せることを常に心掛けています。

あなたの考える長岡の魅力とは？

長岡市は新潟県中央に位置しており、利便性の高い街です。長岡の魅力は何といても毎年8月1日から3日にかけて開催される「長岡まつり」で、日本三大花火大会の1つに数えられます。長岡市近隣で開催される、鮮やかな色彩が大海原を染める「海の柏崎」、世界一の正四尺玉が打ち上げられる「山の片貝」を含めた越後三大花火には、圧倒的なスケール、華やかさ、打ち上げる人々の熱い想いをのせた花火を観るために全国各地から大勢の見物客が訪れます。

② 長岡事務所

〒940-0076
新潟県長岡市本町2-2-4 エヌビックビル2階
TEL. 0258-31-3717 FAX. 0258-31-3730



STAFF RECOMMEND



ビルの2階に事務所があります。お車で越しの際は、弊事務所契約の駐車場をご案内いたします。(倉田)



少人数の穏やかで落ち着いたアットホームな雰囲気の事務所です。お気軽にお立ち寄りください。(佐山)



お客さまの状況に寄り添った対応を心掛けています。些細なことでもお気軽にご相談ください。(大谷内)



打ち上げ幅約2kmにも及ぶ「復興祈願花火フェニックス」は圧倒的な大スケールを堪能できます。(河内)



長岡には全部で16の酒蔵があります。長岡にお越しの際は、ぜひ日本酒をお試しください。(高橋)



魚のアメ横と呼ばれる「寺泊魚の市場通り」日本海の幸を堪能できます。海鮮好きな方におすすめです！(林)

税理士も審判員も重要なのは『ルール精神』

法人ソリューショングループ
上場ファンド担当

相樂亨

TORU SAGARA

AIに立ち向かう

ワールドカップレフリーと税理士



FIFA国際審判員の経歴を持ち、現在、辻・本郷 税理士法人で税理士として活躍する相樂亨さんのコラム(全3回)をお送りします。

《次のワールドカップではピッチに審判員が一人しかいない!?》

サッカーにおいて誤審と呼ばれるものには二つのパターンがあります。一つ目はボールがラインを超えていたか否か(ゴールインしていたか否か含む)やオフサイドだったか否か等、揺るがない事実を間違えるパターン。二つ目は、ボールが手に当たった場合などの選手の行為を反則と判断するか否かで話題となるパターンです。

パターン1の対応策についてはAIの方が人間よりも正確であり、次のワールドカップでは副審はいないかもしれません。一方パターン2についてはAIでは杓子定規な判定(些細な違反もすべて反則)となり、サッカーの魅力を損なう可能性が高いです。

《サッカーの審判員 ≒ 税理士》

現在私は審判員を引退し、税理士としてお仕事をしておりますが、AIに直面した現在の環境は極めて似ていると思っています。税金計算において、計算ミスや転記ミスなどの揺るがない事実を間違えた場合は税理士にとっての誤審であり、この分野はAIに任せて必要な時にVARチェックすれば良いでしょう。

一方、税務上の判断が難しい場面や意見が割れる場面では、今後も税理士の判断は必要であり、人間税理士の役割はこの「判断」に絞られてくるのではないのでしょうか。

サッカーのルールブックには、前段で以下のような記述があります。「ルールブックに全てのシーンを記載することはできない。個々のケースにおいて主審は『ルール精神』に基づいて最終的な判断をすることとし、その決定はリスペクト(尊重)されるものである。」

税理士にとっても、税法における「ルール精神」の理解がAIとの共存のカギかもしれません。



ロンドンオリンピックにてネイマール選手と握手

PROFILE

元FIFA国際副審(1976年生まれ46歳)
南アフリカW杯では決勝戦の予備審判、ブラジルW杯では日本人で初めて開幕戦のブラジルVSクロアチアを担当。その他オリンピック(ロンドン・リオ)などにも参加。

- ・2009年 中小企業診断士登録
- ・2008年～2019年 日本サッカー協会とプロ副審契約
- ・2020年～ 辻・本郷 税理士法人勤務
- ・2023年 税理士登録

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)


【相続セミナー】国際資産税特集(第三回)国外転出時課税

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2023年5月9日(火)11:30～5月15日(月)17:00(講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 井口 麻里子
辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 島田 亮子

【安積塾】第一回 実務で役立つ!国税庁質疑応答事例～所得税・譲渡所得税編～

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年5月11日(木)11:30～5月17日(水)17:00(講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制のポイント

参加費無料

【視聴可能期間】2023年5月16日(火)11:30～5月22日(月)17:00(講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 沖縄事務所 税理士 漆畑 俊作
辻・本郷 スマートアセット株式会社 エネルギー・コンサルティング事業部 中山 寛樹
NonEntropy Japan株式会社 代表取締役 西村 拓生先生

【専門講座】非公開株の譲渡をめぐる課税問題(第一回)基礎編

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年5月18日(木)11:30～5月24日(水)17:00(講演時間 約60分)

◎講師: 東京税理士会 武蔵野支部 税理士 梶野 研二 先生

超実務! 大手企業向け電子帳簿保存法対応プロジェクトの進め方

参加費無料

【視聴可能期間】2023年5月23日(火)11:30～5月29日(月)17:00(講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 マネージャー 西野 雅文
株式会社LayerX バクラク事業部 バクラク電子帳簿保存プロダクト責任者 諏訪 尚社

今から間に合う! チャンスが広がる事業再構築補助金

参加費無料

【視聴可能期間】2023年5月24日(水)11:30～5月30日(火)17:00(講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 シニアコンサルタント 中小企業診断士 日吉 星雄

本から学ぶ 手遅れになる前に! 「遺言」は直前じゃ間に合わない

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2023年5月25日(木)14:00～15:00(講演時間 約60分) ※書籍付き

◎会場: 辻・本郷 税理士法人 東京ミッドタウン八重洲事務所 カフェテリア
◎講師: 辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 井口 麻里子

経営者必見! 実際にあった事例で学ぶM&Aの勘所

参加費無料

【視聴可能期間】2023年5月30日(火)11:30～6月5日(月)17:00(講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 M&Aソリューション株式会社 企業提携第一部長 中小企業診断士 横 幸紘

相続セミナー

参加費無料

◎各会場時間共通:座談会 14:00～/相談会 15:00～
※ご来場いただく会場セミナーとなります。お申し込み・お問い合わせは
各事務所まで

亡父の現金贈与により、子供が保険料を支払っていた場合の相続税の注意点 [座談会]

【札幌】5月23日(火)

◎会場:かでの2・7
◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

【新潟】5月23日(火)

◎会場:新潟日報メディアシップ
◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

【沖縄】5月30日(火)

◎会場:沖縄県立博物館・美術館
◎詳細:沖縄事務所 098-941-3230

事務所一覧 | 国内85拠点・海外7拠点 (2023年5月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク
- ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
- 福岡事務所
- 久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 延岡事務所
- 日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
- 八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 秋田南事務所
- 岩手県 盛岡事務所
- 遠野事務所
- 一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
- 郡山事務所
- いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
- 長岡事務所
- 上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所
- 大月事務所
- 長野県 長野事務所
- 松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
- 伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
- 名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
- 宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
- 大宮事務所
- 越谷事務所
- 越谷花田事務所
- 川口事務所
- 所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
- 千葉事務所
- 船橋事務所
- 東京都 亀戸事務所
- 北千住事務所

- 秋葉原事務所
- 東京事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所
- オンライン相続事務所
- 銀座事務所
- 蒲田事務所
- 池袋事務所
- 新宿センタービル事務所
- 西新宿事務所
- 新宿ミライナタワー事務所
- 新宿御苑事務所
- 新宿HR事務所
- 代々木事務所
- 渋谷事務所
- 練馬事務所
- 吉祥寺事務所

- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所
- 横浜スカイビル事務所
- センター南事務所
- あざみ野事務所
- 大和事務所
- 湘南事務所
- 小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

